

令和7年第12回農業委員会議事録

令和7年12月25日

下妻市農業委員会

令和7年第12回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和7年12月25日（木） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第5号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第6号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

4. 報 告

第1号 制限除外の農地の移動届出について

第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

第4号 下妻市農業委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定
等に係る事務委任協議について

出席委員次のとおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 斎藤 孝夫		

出席職員次のとおり

局長 広瀬 和男 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長（会長 齋藤孝夫君）

ただいまから、令和7年第12回下妻市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は、5番 栗原 三郎君、6番 鈴木 政良君、の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。

本案のうち、処理番号3号につきましては、羽賀委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いします。

（羽賀 茂 委員：退席）

議長（会長 齋藤孝夫君）

それでは、処理番号3号について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、5件の申請であります。

はじめに、処理番号3号について、ご説明申し上げます。

処理番号3号、申請地、五箇地内、3筆、登記、宅地及び畠、現況、畠、合計4,097.20m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。

農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第1号）

処理番号3号：飯島委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、つくばサーキットから南へ約2.2kmにあり、きれいに耕耘されていました。12月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

畠と宅地が一部あるということですが、登記する場合には、畠として登記になるのでしょうか。

議長（会長 齋藤孝夫君）

事務局、お願いします。

事務局（磯和洋君）

お答えします。登記地目は宅地、現況地目は畠、登記する場合はこのままの状態となります。
以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長（会長 齋藤孝夫君）

その他、発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

羽賀委員の退席を解きます。

（羽賀 茂 委員：再入室 着席）

議長（会長 齋藤孝夫君）

続いて、ほか4件について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

処理番号 1 号、申請地、黒駒地内、畠、1,717 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 2 号、申請地、大宝地内、3 畠、畠、合計 1,007 m²、申請理由は、祖父からの受贈で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、五箇及び鎌庭地内、3 畠、田及び畠、合計 2,221 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号 5 号、申請地、古沢地内、登記、宅地、現況、畠、574.11 m²、申請理由は、自宅に近い農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長（会長 斎藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 1 号）

処理番号 1 号：鶴見委員（代理報告）

議案第 1 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から西へ約 1.4km にあり、ビニールハウスが設置され、他に野菜が作付けされていました。12 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には農場にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 2 号：白井委員

議案第 1 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、大宝小学校から東へ約 200m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 4 号：羽賀委員

議案第 1 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、つくばサーキットから南東へ約 1.7km 圏内にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。12 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への

確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 5 号：齊藤(森)委員

議案第 1 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、ネイチャーセンターから南へ約 850m にあり、小麦の作付けがされていました。12 月 20 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には現地にて行い、譲渡人にも現地にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

3 ページをご覧願います。

議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、下妻地内、畠、2,480 m² のうち 2,155 m²、申請理由は、新規就農のため申請地を賃借りするもので、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号：稻川委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から西へ約200mにあり休耕でしたが、きれいに管理されていました。12月23日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、賃借人は電話にて行い、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。塙田会長職務代理者。

塙田会長職務代理者

土地の面積が2,480m²のうち2,155m²ですから約300m²残りますが、これはどのような使い方をするのか、教えていただければと思います。

事務局長（広瀬和男君）

約300m²の残地部分につきましては、通路部分として使う部分と、少し形の悪い部分がありまして、そちらをこの耕地面積から除きまして、残った耕地面積2,155m²を借り受けするということになっております。以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

塙田会長職務代理者、よろしいですか。

塙田会長職務代理者

はい。

議長（会長 齋藤孝夫君）

その他、発言はありませんか。程塙委員。

程塙委員

新規就農で、トラクター1台を借り受けるということですが、どのような作物をやるのでしょうか。

議長（会長 齋藤孝夫君）

事務局、お願ひします。

事務局（磯和洋君）

はい、お答えします。耕作する作物につきましては、サツマイモと伺っております。以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

程塚委員、よろしいですか。

程塚委員

はい。

議長（会長 齋藤孝夫君）

その他、発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

4ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、前河原地内、田、3,362m²のうち2,836.79m²、申請理由は、湿田である申請地の田畠転換に伴い、建設残土による盛土を行うため、一時転用するものです。

参考資料は、3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、鎌庭地内、畑、430m²、申請理由は、住環境が良好な申請地に、集合住宅を建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局（磯和洋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料は、1ページ・2ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、田畠転換のための盛土であり、一時的な利用で、その必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は、耕作の目的に利用されることが確実な計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、盛土条例に基づく許可が申請済みとなっております。

参考資料は、3 ページ・4 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第 3 号）

処理番号 1 号：鶴見委員（代理報告）

議案第 3 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約 350m にあり、耕作されておらず雑草が繁茂していました。12 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、建設発生土による盛土のため、一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

処理番号 2 号：飯島委員

議案第 3 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから南へ約 800m にあり、休耕で、少し雑草が繁茂していました。12 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願いします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。塙田会長職務代理者。

塙田会長職務代理者

処理番号 1 号について、この図面の網掛けになっているところが 3,362 m²なのか、約 500 m²の残った部分は何もやらなくていいのかどうか、教えていただければと思います。

議長（会長 齋藤孝夫君）

事務局、お願いします。

事務局長（広瀬和男君）

この 3,362 m²のうち 2,836.79 m²の申請ですが、ここで約 500 m²違っておりますのは、隣接地とのクリアランス部分となります。この付近は、前回までの申請等で埋立てが進んでいるエリアで、低い部分とのクリアランスの部分として約 500 m²を取っている形となっております。

塚田会長職務代理者

参考資料の図面で、この網掛けとなっている部分が 2,836.79 m²ですか。

事務局長（広瀬和男君）

網掛けとなっている部分の面積が 2,836.79 m²です。

議長（会長 齋藤孝夫君）

塚田会長職務代理者、よろしいですか。

塚田会長職務代理者

はい、わかりました。

議長（会長 齋藤孝夫君）

その他、発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

5ページ並びに、参考資料は、5ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、亀崎地内、登記、畑、現況、一部雑種地、863m²、申請理由は、申請地の一部、863m²の内400.41m²を平成30年6月14日付けで賃借権設定の許可を受け、駐車場に転用したが、事業拡大に伴い手狭になったことから、申請地のすべてに駐車場を設けたく譲受けするものでございます。

参考資料は、7ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、古沢地内、3筆、畑、合計498m²、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく父より受贈するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局（磯和洋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料は、5ページ・6ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、7ページ・8ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、目的が住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

議長（会長 斎藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号：高橋委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から南へ約1.2kmにあり、申請地の一部は、許可を受け駐車場になっており、残地は、休耕で、雑草が生えていました。12月22日、地区委員2名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用する

ことについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 2 号：齊藤(森)委員

議案第 4 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、ネイチャーセンターから南へ約 850m にあり、一部野菜の作付けがされ、きれいに管理されていました。12 月 22 日、地区委員 1 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には現地調査の際に行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

6 ページ並びに、参考資料は、9 ページをお開き願います。

議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、小島地内、2 筆、登記、畠、現況、雑種地、合計 891 m²、申請理由は、昭和 58 年頃から、農地法の許可を取らずにパチンコ店の駐車場として貸していたため、始末書添付の上、県道に面し利便性が良好な申請地に物品販売店舗及び駐車場を設けるため、賃借りするものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局（磯和洋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は、6 ページ、参考資料は、9 ページ・10 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、上水道管及び下水道管が埋設されている道路に接し、申請に係る農地から 500m 以内に 2 以上の公共施設があることから、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、茨城県の道路工事施工承認が申請済みとなっており、また、大規模小売店舗出店計画が届出済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 5 号）

処理番号 1 号：齊藤（森）委員

議案第 5 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、総上小学校から南東へ約 500m にあり、既に駐車場となっており、その内容は始末書で確認しました。12 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人 2 名の内 1 名は自宅訪問にて行い、外 1 名は電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、物品販売店兼駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

それから、賃貸人から少し意見が出ておりますので報告いたします。

議案書に記載があるとおり、昭和 58 年 2 月頃から隣接地にパチンコ店ができるということで、貸した経過がありますが、その貸した当時の地権者が既に亡くなっています、地権者の妻と娘さんが、私に話してくれたのですが、本来ならば、パチンコ店を建設する予定の申請のときに、事業者が転用の手続をとつていればよかったのに、なぜ土地の所有者が始末書をとられるのか、腑に落ちないという意見でございました。ですから、今後、申請のときには事業者を指導するようにお願いしたいと思います。

議長（会長 齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。塙田会長職務代理者。

塙田会長職務代理者

ただ今の報告で、店舗が使おうとしているところを最初に賃貸人が貸したわけですね。それは借りる方もそうかもしれません、貸す方も、これは転用の手続が抜けているということがわかつっていたと思いますが。

議長（会長 齋藤孝夫君）

齊藤(森)さん、いかがですか。

齊藤(森)委員

要するに申請というのは、ほとんど代理人を通じて行うのが現状だと思いますが、そのときに事業者と地権者がよく話し合っていれば、こういう事態が生じなかつたと。ですから、そういうところについて、今後ご指導をお願いしたいと言う要望です。

議長（会長 齋藤孝夫君）

これは農地の許可を取らずに貸した人が、良くないということもあるね。それで世代が変わったから。

齊藤(森)委員

要するに始末書は借りた方と貸した方とほぼ同じじゃないか。だからなぜ私だけ始末書を取られるのかという話でした。

議長（会長 齋藤孝夫君）

最初から許可申請を出していくれば、こういうことはなかつた。無断転用だから、結果的にこうなっています。そういうことのないように事務局には努力してもらいましょう。ただこれは事務局だけが悪いわけではないですよ。

その他、発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（広瀬和男君）

7ページ並びに、参考資料は、11ページをお開き願います。

議案第6号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、前河原地内、5筆、登記、田、現況、畑、合計 7,381 m²のうち 899.37

m²、申請理由は、南側隣接農地において田畠転換による盛土工事を行うため、申請地を工事車両搬出入のため進入路として、一時転用したく借りるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局（磯和洋君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、田畠転換のための進入路であり、一時的な利用で、その必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり転用期間終了後は、耕作の目的に利用されることが確実な計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願ひいたします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第6号）

処理番号1号：鶴見委員（代理報告）

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約350mにあり、営農型ソーラーパネルの残地でした。12月22日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人には電話及び自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農地の一部を進入路として一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。塙田会長職務代理人。

塙田会長職務代理人

この申請は議案第3号処理番号1号に関係していますね。この場合の申請について、借人をこの会社として申請していますが、この会社となるのか、議案第3号処理番号1号の申請人とののか、これはどちらでもいいのか、どうなりますか。

議長（会長 齋藤孝夫君）

事務局、お願いします。

事務局長（広瀬和男君）

こちらにつきましては、実際に通路として使う人、又は会社が申請するのが通例でございますので、この借人として記載のある会社が申請しております。

議長（会長 齋藤孝夫君）

塚田会長職務代理者、よろしいですか。

塚田会長職務代理者

わかりました。

議長（会長 齋藤孝夫君）

その他、発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、制限除外の農地の移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（広瀬和男君）

8ページをお開き願います。

報告第1号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回1件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、小島地内、2筆、田、合計11,077m²のうち300m²、東京電力パワーグリッド株式会社が、高圧線鉄塔敷地内の舗装工事に伴い、農地を工事用地として一時的に使用するもので、去る12月8日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（広瀬和男君）

9ページをご覧願います。

報告第2号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回1件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、唐崎地内、畠、981m²、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る10月22日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長（広瀬和男君）

10ページをお開き願います。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、10ページから48ページまで、158件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第4号、下妻市農業委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定等に係る事務委任協議について、報告願います。局長。

事務局長（広瀬和男君）

48ページ並びに、別紙資料をお開き願います。

報告第4号、下妻市農業委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定等に係る事務委任協議について、ご報告申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公共団体の執行機関に対し、それぞれの管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これに基づき必要な措置を講ずることが義務付けられました。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局（杉田由里子君）

それでは、報告第4号、下妻市農業委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定等に係る事務委任協議について、ご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布され、地方公共団体の議会や農業委員会などの執行機関に対し、それぞれの管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセ

キュリティを確保するための方針を定め、これよりは、方針と申し上げますが、これに基づき必要な措置を講じることが義務付けられました。

この方針は、議会や農業委員会などの執行機関ごとに定めることとされておりますが、必要となるセキュリティ対策がおおむね同様のものとなるなど個別の方針を定めることが非効率となるような場合に、一つの方針を複数の機関において共同で策定するなど、運用上の工夫を行うことが可能であるとされています。

このたび、この方針の策定に関し関係部署と協議したところ、方針の策定には情報セキュリティに関する専門的知見を要すること、また、本市の組織規模及び情報ネットワーク体制を踏まえると、府内の執行機関ごとに個別の方針を定めるのではなく、関係機関が共同して統一的な方針を策定することが適当であるとの結論に至りました。

報告第4号の1ページをご覧ください。

この事務委任協議の文書のとおり、地方自治法第180条の7の規定に基づき、本委員会における当該方針の策定等に係る事務を市長の補助機関である職員に委任する旨の通知を行いましたので報告いたします。

国で示されている指針についての概要は、2ページのとおりとなります。

今後の流れといたしましては、作成した方針案について府内の下妻市行政改革・DX推進本部会議で決定された後、2月総会において委員の皆様にご提示し、令和8年4月1日に施行する予定としております。

以上で、報告4号の説明を終了いたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和7年第12回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了 (午後2時26分)

議長 齋藤孝夫

署名委員 栗原三郎

署名委員 鈴木政良